

第68回原子力委員会臨時会議議事録（案）

1. 日 時 1998年12月4日（金）10:30～11:45

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 竹山委員長、藤家委員長代理、遠藤委員、木元委員
（事務局等）科学技術庁

原子力局

青江局長

今村審議官、

政策課 坂田課長、中川

原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀

核融合開発室 中村室長、鈴木、宮

保障措置室 坪井室長、柳、橋爪

原子力安全局

核燃料規制課 片山課長、大島

資源エネルギー庁原子力発電安全管理課 平岡課長

運輸省検査測定課 上園専門官

外務省科学原子力課 北野課長、中村

吉鋪専門委員

4. 議 題

- （1）使用済燃料輸送容器のデータ問題について
- （2）国際熱核融合実験炉（ITER）計画の推進について
- （3）日・IAEA保障措置協定追加議定書について
- （4）その他

5. 配布資料

資料1-1 使用済燃料輸送容器のデータ問題について（使用済燃料輸送容器調査検討委員会）

資料1-2 使用済燃料輸送容器のデータ問題について（科学技術庁）

資料1-3 使用済燃料輸送容器のデータ問題について（通商産業省）

資料1-4 使用済燃料輸送容器データ問題についての与謝野通商産業大臣談話

資料1-5 MOX燃料輸送容器のデータ改ざん問題について（運輸省）

資料2 日・IAEA保障措置協定追加議定書について

資料3 第67回原子力委員会定例会議議事録（案）

配布資料 使用済燃料輸送容器のデータ問題について（案）

配布資料 国際熱核融合実験炉（ITER）計画の推進について

6. 審議事項

(1) 使用済燃料輸送容器のデータ問題について

標記の件について、科学技術庁、通産省、運輸省より資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4及び資料1-5に基づき説明があった後、

- ・データ改ざんは許されることでないが、容器の線量当量率が基準値を下回っていたことが一般の人には伝わっていない様に思える。データ改ざんのあった輸送容器が危険だと思われる。

との意見があった。また、

竹山委員長より

- ・データ改ざんは、原子力に対する信頼を損ない遺憾。事業者が再発防止策に真剣に取り組んでもらうことを切望。

との発言があった後、各委員より

- ・改ざんは許されるものではない。一方、輸送容器の安全性は別問題。
- ・事業者のモラルの議論は言うまでもないが、品質管理の仕組みを変える必要がある。これには、規制緩和、自己責任を同時に検討する必要がある。
- ・前回言った様に、原子力においてもHACCP(危害分析重要管理点)のような概念を取り入れることが必要。
- ・改ざんについては、怒りを覚えるが、一方、安全の問題がこのような形でしか社会に伝わっていかないのは悲しい。戦後50年経過し、世の中の流れは規制の合理化・適正化であるのに対し、原子力はマッチしてなかった。軽水炉のような技術の確立した分野については、この点について長計でも検討する必要がある。

等の発言があった後、森本原子力調査室長が委員会見解(案)を朗読した。これを受けて、第2パラグラフの“日本独自の社会慣行”には企業のなれ合い体質の問題も含まれていることについて発言があった後、配布資料「使用済燃料輸送容器のデータ問題について(案)」は、案の通り委員会見解として取りまとめられた。

(2) 国際熱核融合実験炉(ITER)計画の推進について

標記の件について、各委員より

- ・誘致を行っている地元には、失望感と不安感があり、本当に3稿で建設までできるのか。はっきりさせるよう取り組んでいくことが重要。一般国民がどうとらえているか把握すべき。
- ・米国の撤退は残念。EJが資金も含めてどれだけ協力するのか高いレベルで問いただして欲しい。日本の主体的な取り組みが重要。
- ・核融合会議における今後のITER計画についての議論の結果は評価できる。同会議はその役割を十分に果たした。この先については、核融合会議だけに委せるのではなく、建設への取り組み方策、科学技術立国としての原子力分野の大規模プロジェクトの進め方等について原子力委員会としても考えていく必要がある。

等の発言があった。また竹山委員長より

- ・ I T E R 計画は我が国の核融合研究開発において重要なプロジェクト。米国の撤退は残念だが、我が国はEU及びロシアとの協力の下、I T E R 計画を推進することが必要。

との発言があった後、中村核融合開発室長が委員会見解(案)を朗読。配布資料「国際熱核融合実験炉(I T E R)計画の推進について(案)」は、案の通り委員会見解として取りまとめられた。

(3) 議事録の確認

事務局作成の資料3第67回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

(4) 日・I A E A 保障措置協定追加議定書について

標記の件については、外交交渉に係るものであることから非公開で審議することとした上で、外務省より資料2に基づき説明があった。これに対し、

- ・ インド・パキスタンのようなI A E A 保障措置が部分的にしか適用されていない国々も、追加議定書の対象となり得るのか。

(外務省)追加議定書は、それらの国々にも開かれており、締結できる。

- ・ 追加議定書は、我が国の原子力開発の透明性の向上や国際社会における核不拡散の進展にとって有意義である。北朝鮮等に対しても追加議定書を締結するよう強く働きかけていくべきではないか。

(外務省)引き続き、そのような働きかけを行っていきたい。

- ・ 追加議定書により、実効性のある保障措置の強化が可能なのか。

(外務省)国家意志として行われる非平和利用の核開発を完全に監視できるかといえは100点満点ではないかもしれないが、核不拡散にとっては大きな前進であると認識している。

- ・ 新たに対象となる国内メーカーにとって過度な負担増にならないか。

(事務局)原子力関連機器の製造等に係る情報提供は年1回であり、また、追加議定書による補充的アクセスは、系統的行われるものではなく、疑難等がない限り行われるものではないので、それほど負担にはならないものと考えている。

- ・ 原子力開発の透明性の向上は重要であるが、企業の機密保護には配慮されているのか。

(事務局)追加議定書による補充的アクセスについては、企業機密の保護等のため管理アクセスの取決めがI A E A との間で作成されることとなる。また、I A E A 事務局内部の情報管理体制についても、追加議定書に基づき、理事会が定期的にレビューすることとなっている。

等の質疑応答及び委員の意見があった。